

別添 1

地域生活支援事業「特別支援事業」実施要領

1 対象事業※

- ① 事業立ち上げ特別支援事業
- ② 意思疎通支援事業関係特別支援事業
- ③ その他特別支援事業

各事業の照会先は以下のとおり。

別添2の「Ⅰ」、「Ⅲの2、3、4」については地域生活支援係

TEL 03-5253-1111（内線3075）

別添2の「Ⅱ」、「Ⅲの1」については情報・意思疎通支援係

TEL 03-5253-1111（内線3076）

※詳細は別添2のとおり。

2 協議書について

上記事業については、4に掲げる期日までに別紙による協議書を提出すること。

3 協議書の提出方法

- (1) 各市町村は都道府県に協議書を提出し、各都道府県において管内市町村分をとりまとめた上、当職へ提出すること。
- (2) 郵送による提出に加え、電子媒体を以下の担当者アドレスへメール送信すること。
提出先： iwamoto-madoka@mhlw.go.jp

4 協議書の提出期限

平成26年5月30日（金）（厳守）

（協議の流れは別添3のとおり。）

5 留意事項

所要額の積算にあたっては、社会通念上相応の単価を用い、事業内容に照らして適切な員数、数量等を見込んで行うこと。

別添 2

I 事業立ち上げ特別支援事業

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」により新規追加された必須事業については、実施主体である市町村で早期に事業を立ち上げ、事業が軌道に乗るよう当分の間特別に支援する。

1 実施主体 市町村（指定都市及び中核市を含む。）

2 事業内容

①「理解促進研修・啓発事業」（実施要綱（別記1））、②「自発的活動支援事業」（実施要綱（別記2））及び③「成年後見制度法人後見支援事業」（実施要綱（別記5））について、事業に必要な経費について優先的に補助する。

3 留意事項

実施要綱に定める事項を踏まえ事業を実施すること。

II 意思疎通支援事業関係特別支援事業

1 意思疎通支援従事者ステップアップ研修事業

(1) 手話通訳士養成ステップアップ研修事業

ア 実施主体 都道府県、指定都市及び中核市

イ 研修内容

手話通訳士の資格取得を目指す登録手話通訳者を対象として、手話通訳士の資格取得に向けた手話通訳に関する知識及び技能の習得を図る現任研修又は、手話通訳士の知識・技能等の向上を図る現任研修を実施する。

(2) 手話通訳者養成ステップアップ研修事業

ア 実施主体 都道府県、指定都市及び中核市

イ 研修内容

手話通訳者の資格取得を目指す登録手話奉仕員を対象として、手話通訳者の養成研修を実施する。

ウ 留意事項

(ア) 平成10年7月24日障企第63号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長通知「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について」を基本に実施すること。

(イ) 実施主体は、養成講習を修了した者に対して、登録試験を行い、合格者について、本人の承諾を得て、通訳者としての登録を行うこと。登録した通訳者に対しては、これを証明する証票を交付するとともに、本人の通訳活動の便宜を図るため、管内の市町村に名簿を送付すること。なお、活動ができなくなった通訳者については、証票を返還させ登録を抹消すること。

(3) 要約筆記者養成ステップアップ研修事業

ア 実施主体 市町村（指定都市及び中核市を含む。）及び都道府県

イ 研修内容

要約筆記者の資格を目指す登録要約筆記奉仕員を対象として、要約筆記者の養成研修を実施する。

ウ 留意事項

(ア) 平成23年3月30日障企自発0330第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知「要約筆記者の養成カリキュラム等について」を基本に実施すること。

(イ) 実施主体は、養成講習を終了したものに対して、登録試験を行い、合格者について、本人の承諾を得て、要約筆記者として登録を行うこと。登録した要約筆記者に対しては、これを証明する証票を交付するとともに、本人の要約筆記活動の便宜を図るため、管内の市町村に名簿を送付すること。なお、活動ができなくなった要約筆記者については、証票を返還させ登録を抹消すること。

なお、やむを得ない事由により登録試験の実施が困難である場合は、当面、養成講習の成績等をもって登録試験の合格者として取り扱うことができることとする。

(4) 点訳奉仕員、朗読奉仕員ステップアップ研修事業

ア 実施主体 市町村（指定都市及び中核市を含む。）及び都道府県

イ 研修内容

点訳又は朗読に関するより専門的な技能等の習得を目指す登録点訳奉仕員、登録朗読奉仕員を対象に、身体障害者福祉の概要や点訳又は朗読の役割・責務等についての理解、点訳又は朗読に必要な専門的技能等の向上を図る現任研修を実施する。

2 意思疎通支援従事者養成研修促進事業

ア 実施主体 市町村（指定都市及び中核市以外は、「奉仕員」のみ。）及び都道府県

イ 事業内容

地域生活支援事業実施要綱（以下、「実施要綱」という。）（別記8）の「手話奉仕員養成研修事業」、（別記14）の2の（1）の「手話通訳者・要約筆記者養成研修事業」、（別記11）の【社会参加支援】の（4）及び（別記19）の【社会参加支援】の（9）の「奉仕員養成研修事業」に基づき実施する事業に加え、次の促進事業に取り組む計画書を作成し実施する養成研修事業に対しては特別支援事業により補助する。

・ 人材養成促進事業

養成定員の増、研修開催回数・開催会場の増（新規実施を含む）などに取り組む事業

ウ 留意事項

(ア) 計画書を作成しない養成研修については、実施要綱に掲げる各事業により引き続き補助を行うことになる。

(イ) 養成定員の増、研修開催回数・開催会場の増などの既存事業から増加した事業分だけではなく、事業全体を補助対象とする。

(ウ) 増加（新規実施）した年度から第3期障害福祉計画の期間（平成24年度か

ら平成 26 年度まで) は、補助対象とする。

3 意思疎通支援充実強化事業

(1) 意思疎通支援派遣コーディネーター研修事業

ア 実施主体 市町村（指定都市及び中核市を含む。）及び都道府県

イ 研修内容

意思疎通支援事業において、利用者ニーズに基づき効率的・効果的に適切な手話通訳者、要約筆記者の派遣が行われるよう、派遣コーディネーターに従事する者の業務の向上のため、手話通訳者、要約筆記者の派遣コーディネーターに関する知識等の習得を図る研修を実施する。

(2) 手話通訳者設置促進事業

ア 実施主体 市町村（指定都市及び中核市を含む。）及び都道府県

イ 事業内容

行政機関等における聴覚障害者への意思疎通支援体制を確保するため、手話通訳者を新たに設置する（設置数の増も含む）又は近隣市町村が共同して設置する事業に対しては特別支援事業により補助する。

ウ 留意事項

(ア) 設置数の増による場合でも、既存事業の分も含め事業全体を補助する。

(イ) 設置数の増をした（新たに設置した）年度から第 3 期障害福祉計画の期間（平成 24 年度から平成 26 年度まで）は、補助対象とする。

(3) 意思疎通支援広域派遣推進事業

ア 実施主体 市町村（指定都市及び中核市を含む。）及び都道府県

イ 事業内容

市町村域又は都道府県域を越える意思疎通支援の派遣対応を可能とするため、市町村域又は都道府県域を越えて手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業に対しては特別支援事業により補助する。

4 要約筆記者派遣事業従事者資質向上特別支援事業

ア 実施主体 都道府県、指定都市及び中核市

イ 事業内容

社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが実施する要約筆記者指導者養成研修の参加に要する交通費及び宿泊費を補助し、要約筆記者派遣事業従事者の資質向上を図る取り組みを支援する。

5 盲ろう者社会参加等促進事業

ア 実施主体 都道府県、指定都市及び中核市

イ 事業内容

実施要綱（別記 14）の 2 の（2）の「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」、（別記 15）の 2 の（2）の「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」に基づき実施する事業に加え、次の促進事業に取り組む計画書を作成し実施する盲ろう者への支援

事業に対しては特別支援事業により補助する。

(ア) 通訳・介助員養成促進事業

養成定員の増、研修開催回数・開催会場の増、技能等の向上を図る現任研修などに取り組む事業

(イ) 通訳・介助員派遣利用促進事業

派遣回数・派遣時間の増、派遣利用者の増（新規利用）などに取り組む事業

(ウ) 盲ろう者向け生活訓練等促進事業

盲ろう者を対象とする日常生活上必要な訓練・指導等を行う事業

ウ 留意事項

(ア) 前記イの(ア)については、平成25年3月25日障企自発0325第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知「盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラム等について」を基本に実施すること。

(イ) 計画書を作成しない盲ろう者への支援事業については、実施要綱に掲げる各事業により引き続き補助を行うことになる。

(ウ) 養成定員の増、研修開催回数・開催会場の増、派遣時間増などの既存事業から増加した事業分だけではなく、事業全体を補助対象とする。

(エ) 増加（新規利用）した年度から第3期障害福祉計画の期間（平成24年度から平成26年度まで）は、補助対象とする。

Ⅲ その他特別支援事業

1 障害者情報支援促進事業

ア 実施主体 市町村（指定都市及び中核市を含む。）及び都道府県

イ 事業内容

行政機関等における視聴覚障害者等への情報支援体制の充実を図るため、情報通信機器等を活用した障害者への情報支援に取り組む計画書を作成し実施する促進事業に対しては特別支援事業により補助する。

(例)

- ・ 視覚障害者への「地域情報」の提供を推進するため、視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」を活用して、地域情報を収集・登録・発信する人材の育成、必要な機器整備などの地域情報推進体制を構築、運営する事業。

2 視覚障害者移動支援事業従事者資質向上特別支援事業

ア 実施主体 都道府県

イ 事業内容

社会福祉法人日本盲人会連合が実施する「視覚障害者移動支援従事者資質向上研修」の参加に要する交通費及び宿泊費を補助し、視覚障害者移動支援事業従事者の資質向上を図る取り組みを支援する。

ウ 留意事項

当該研修の受講料（実習費、テキスト代、保険料を含む。）については、補助対象外とする。

3 盲人ホーム事業（A型）

ア 実施主体 市町村（指定都市及び中核市を含む。）及び都道府県

イ 事業内容

昭和37年2月27日社発第109号厚生省社会局長通知「盲人ホームの運営について」に基づき実施する事業に加え、次の事業に取り組む計画書を作成した盲人ホーム（以下、「盲人ホームA型」という。）に対しては特別支援事業により補助する。

（ア）特別支援学校連携等事業

卒業後の一定期間、実務的な臨床研修を経験する機関として活用を図るなど、特別支援学校（盲学校）との連携強化に取り組む事業

（イ）技術支援・生活支援事業

地域のあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する視覚障害者等に対する技術支援・生活支援を行う事業（あはき技術の向上、歩行・調理・接遇等の生活訓練等）

（ウ）就業促進等事業

ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等との連携を図り、幅広く就労に関する情報を提供するなどして就労先を積極的に開拓する事業

ウ 留意事項

計画書を作成しない場合は、実施要綱に掲げる「盲人ホーム事業」により引き続き補助を行うことになる。

4 その他特別支援事業

ア 実施主体 市町村（指定都市及び中核市を含む。）及び都道府県

イ 事業内容

当該地域の特性に配慮した障害者の多様なニーズに対応するため、又は複数の自治体が共同して実施する効果的・効率的な事業などで特別に支援する必要がある事業に対し補助する。

＜事業のイメージ＞

- ・ 地域住民の助け合いを活かした離島、中山間地域の特性に応じた取り組み
- ・ 単独の自治体では対応できないため、複数の自治体が共同して効率的に実施する事業
- ・ 利用者が通常より多くの利用料を負担するなどによって、これまで事業化が困難だった特別なニーズへの取り組み 等

ウ 留意事項

既存の社会資源を活用するなど、効率的な実施を図ること。